

○射水市障害者(児)移動支援事業実施要綱

平成18年9月29日

告示第154号

改正 平成21年8月31日告示第131号

平成22年3月9日告示第26号

平成23年9月27日告示第138号

平成25年3月1日告示第26号

平成26年3月25日告示第45号

平成27年3月20日告示第38号

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第1項第8号の規定に基づき、屋外での移動が困難な障害者及び障害児に対し、外出のための移動支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促すため、射水市障害者(児)移動支援事業(以下「事業」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 法第4条第1項に規定する者をいう。
- (2) 障害児 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条第2項に規定する障害児である者をいう。
- (3) 低所得者 障害者又は障害児の保護者(以下「支給決定障害者等」という。)及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(障害者にあつては、その配偶者に限る。)について事業の利用のあった月の属する年度(事業の利用のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)をいう。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、射水市とする。

(利用対象者)

第4条 この事業の利用対象者は、次の各号のいずれかに掲げる者であって、法第21条第1項の規定により障害支援区分認定が区分1以上と認定されたものであり、外出時に移動の支援が必要と認められるものとする。ただし、障害児及び第6条第3号に規定する車両移送型の移動支援を利用する障害者については、障害支援区分が区分1以上であることを要しない。

- (1) 市内に居住する障害者又は障害児
- (2) 市外に居住する障害者で、法第5条第1項に規定する障害福祉サービスのうち施設入所支援又は共同生活援助について射水市から支給決定を受けたもの

2 前項の規定にかかわらず、法第28条に規定する介護給付費及び特例介護給付費(重度訪問介護、同行援護、行動援護又は重度障害者等包括支援に関するものに限る。)の給付対象者及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による介護給付の対象者は、当該給付を優先して利用するものとする。

(事業の内容)

第5条 利用対象者は、あらかじめ市長が指定する事業者(以下「事業者」という。)から次に掲げる外出について移動支援を受けることができる。

- (1) 公的機関への手続等日常生活上必要不可欠な外出
- (2) 余暇活動等社会参加のための外出。ただし、この場合において事業を利用できる時間は、原則として1月当たり24時間及び1回当たり6時間を限度とする。
- (3) 射水市障害者地域活動支援センター事業実施要綱(平成18年射水市告示第158号)に規定する地域活動支援センターを利用するための外出
- (4) その他市長が必要と認める外出

(移動支援の実施方法)

第6条 事業者は、次に掲げる形態により移動支援を行うものとする。

- (1) 個別支援型(個別的支援が必要な障害者及び障害児に対し、職員を派遣して外出時の移動支援を行うものをいう。以下同じ。)
- (2) グループ支援型(屋外でのグループワーク又は同一目的地若しくは同一イベントに参加する複数の障害者及び障害児に対し、職員を派遣して、同時に複数の障害者及び障害児の移動支援を行うものをいう。以下同じ。)
- (3) 車両移送型(地域活動支援センターの利用者を車両で送迎するものをいう。以下同じ。)

(職員の配置等)

第7条 事業者は、同行援護従事者研修及び移動支援従業者研修(全身性障害者課程)受講者又はこれらの者と同等の知識及び技術を有するホームヘルパーを派遣して移動支援を行うものとする。ただし、地域活動支援センターにおいて実施する行事において移動支援を行う場合はこの限りでない。

2 グループ支援型の移動支援を実施する場合において、1人の職員が支援する障害者及び障害児は6人以内とし、身体介護を伴うときは2人以上の職員で支援するものとする。

(利用の申請、決定等)

第8条 この事業の利用を申請しようとする者は、障害者地域生活支援事業利用申請書(様式第1号)を射水市社会福祉事務所長(以下「社会福祉事務所長」という。)に提出しなければならない。

2 社会福祉事務所長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかにその申請に係る利用の適否を決定し、適当と認められる場合は、申請者に障害者地域生活支援事業利用決定(変更)通知書(様式第2号)により通知し、障害者地域生活支援事業受給者証(様式第3号)を交付するものとする。

3 社会福祉事務所長は、第2項の規定による決定を受けた者が、第4条の規定に該当しなくなったと認めるときは、障害者地域生活支援事業利用停止通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(利用の方法)

第9条 利用者は、障害者地域生活支援事業受給者証を事業者に提示し、あらかじめ作成したサービス利用計画に基づき、この事業を利用するものとする。

(費用の支給)

第10条 社会福祉事務所長は、利用者が当該利用決定に基づく移動支援を受けたときは、別表に定める基準により、1単位の単価を10円として算定した費用の額の100分の90に相当する額を支給するものとする。ただし、低所得者又は利用者が生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者である場合には、100分の100に相当する額を支給する。

2 前項の場合において、利用者があらかじめ前項の規定による費用の支給について代理受領を申し出ている場合は、当該利用者に支給すべき額の限度において、利用者に代わり当該事業者を支払うことができる。

3 前項の規定による支払があったときは、利用者に対し第1項の規定による費用の支給があったものとみなす。

(事業者の登録)

第11条 事業者の登録は、移動支援を行う事業所ごとに行うものとする。

(事業者の登録申請)

第12条 前条の規定に基づき事業者の登録を受けようとする者(以下「事業登録申請者」という。)は、別に定める申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所
- (3) 事業所のサービス提供責任者の氏名、経歴及び住所
- (4) 運営規程
- (5) 利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- (6) 従業者の勤務の体制及び勤務形態
- (7) その他登録に関し市長が必要と認める事項

(登録の通知)

第13条 市長は、前条の申請を適当と認めるときは事業者の登録を行い、その旨を事業登録申請者に書面により通知するものとする。

2 市長は、前条の申請を適当と認めないときは、その理由を示して、その旨を事業登録申請者に通知しなければならない。

(変更等の届出)

第14条 事業者の登録を受けた者は、登録事項を変更したとき、及び当該事業を廃止又は休止するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(報告等)

第15条 市長は、第10条の規定による費用の支給に関して必要があると認めるときは、事業者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の質問又は検査を行う場合においては、当該職員はその身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(登録の取消し)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、事業者に係る登録を取り消すことができる。

- (1) 第10条の規定による費用の請求に関し不正があったとき。
 - (2) 事業者が第7条に規定する職員の配置その他の基準を満たすことができなくなったとき。
 - (3) 事業者が、前条の規定による質問若しくは検査に応じず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - (4) 登録事業者が、不正の手段により第11条に規定する登録を受けたとき。
- (その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成18年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この事業の利用のために必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則(平成21年8月31日告示第131号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成22年3月9日告示第26号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年9月27日告示第138号)

この告示は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(平成25年3月1日告示第26号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月25日告示第45号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月20日告示第38号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

別表(第10条関係)

1 個別支援型

利用時間	身体介護を伴う場合	身体介護を伴わない場合
30分まで	245単位	101単位
30分を超え1時間まで	388単位	189単位
1時間を超え1時間30分まで	564単位	264単位

1時間30分を超える場合	644単位に30分を増すごとに 80単位加算	331単位に30分を増すごとに 67単位加算
備考 夜間(午後6時から午後10時までの間をいう。)又は早朝(午前6時から午前8時までの間をいう。)に移動支援を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜(午後10時から午前6時までの時間をいう。)に移動支援を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算する。		

2 グループ支援型

職員の人数に対する利用者の人数 利用時間	身体介護を伴う場合		身体介護を伴わない場合	
	2 : 2~3	2 : 4~6	1 : 2~3	1 : 4~6
30分まで	147単位	98単位	60単位	40単位
30分を超え1時間まで	232単位	155単位	113単位	75単位
1時間を超え1時間30分まで	338単位	225単位	158単位	105単位
1時間30分を超える場合	386単位に 30分を増す ごとに48単 位加算	257単位に 30分を増す ごとに32単 位加算	198単位に 30分を増す ごとに40単 位加算	131単位に 30分を増す ごとに26単 位加算
備考 夜間(午後6時から午後10時までの間をいう。)又は早朝(午前6時から午前8時までの間をいう。)に移動支援を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜(午後10時から午前6時までの時間をいう。)に移動支援を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算する。				

3 車両移送型

地域活動支援センターまでの距離	片道につき
15Kmまで	60単位
15Kmを超え20Kmまで	81単位
20Kmを超える場合	108単位

年 月 日

障害者地域生活支援事業利用申請書

射水市社会福祉事務所長

申請者 住所
氏名 ⑩
連絡先
利用者との続柄

障害者地域生活支援事業を利用したいので、次のとおり申請します。

利用者	氏名				生年月日	年 月 日		(歳)
	住所	電話番号						
身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神障害者保健福祉手帳番号		特定疾患医療受給者証番号		
障害支援区分	非該当 該当(区分 1 2 3 4 5 6) 申請中							
障害福祉サービス等の利用状況								
申請する支援の種類・内容	<input type="checkbox"/> 地域活動支援センター	<input type="checkbox"/> 移動支援事業			<input type="checkbox"/> 日中一時支援事業	<input type="checkbox"/> 訪問入浴サービス	<input type="checkbox"/> 生活サポート事業	
		<input type="checkbox"/> 個別型	<input type="checkbox"/> グループ型	<input type="checkbox"/> 車両移送型				
利用希望回数・時間								
利用希望事業者名								
利用を希望する理由								
代理受領	障害者地域生活支援事業に係る費用の支給については、利用事業所が私に代わって受領することに同意します。 氏名 _____ ⑩							
税照会	障害者地域生活支援事業に係る支給決定の際に必要な税情報を貴職が関係機関に照会、連絡することに同意します。 氏名 _____ ⑩							

様式第2号(第8条関係)

第 号
年 月 日

障害者地域生活支援事業利用決定(変更)通知書

様


射水市社会福祉事務所長 印

障害者地域生活支援事業の利用については、下記のとおり決定したので通知します。

記

受給者番号			
利用者氏名		生年月日	
住所			
保護者氏名 (児童の場合)		続柄	
支援の種類	支援の内容	利用事業者名 (代理受領事業者名)	
<input type="checkbox"/> 地域活動支援センター			
<input type="checkbox"/> 移動支援事業			
<input type="checkbox"/> 日中一時支援事業			
<input type="checkbox"/> 訪問入浴サービス事業			
<input type="checkbox"/> 生活サポート事業			
特記事項			

様式第3号(第8条関係)

障害者地域生活支援事業受給者証		支 援 の 内 容
受給者番号		
居 住 地		
利用者氏名		
生 年 月 日	年 月 日	
保護者氏名		<p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <p>1 障害者地域生活支援事業を利用される時は、この証を事業者に提示してください。</p> <p>2 記載事項に変更があったときは、この証を添えて、市役所に届け出てください。</p> <p>3 この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出て再交付を受けてください。</p> <p>4 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。</p>
<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">射水市社会福祉事務所長 </p>		

様式第4号(第8条関係)

第 号
年 月 日

障害者地域生活支援事業利用停止通知書

様

射水市社会福祉事務所長 印

先に利用決定した障害者地域生活支援事業の利用について、次のとおり停止するので通知します。

記

対 象 者 氏 名	
支 援 の 内 容	
停 止 期 日	
停 止 の 理 由	

様式第1号(第8条関係)

様式第2号(第8条関係)

様式第3号(第8条関係)

様式第4号(第8条関係)